



平成19年10月19日

各位

会社名 朝日放送株式会社  
代表者名 代表取締役社長 西村 嘉郎  
コード 9405 大証(市場第2部)  
本社所在地 大阪市北区大淀南二丁目2番48号  
問合せ先 責任者役職名 総務局長  
氏名 倉田 光  
TEL(06)6458 5321

## 外国人等の議決権比率に関するお知らせ

平成19年9月30日現在における外国人等(電波法第5条第1項第1号から第3号に掲げる者ならびに同第5条第4項第3号に掲げる者)の有する議決権総数の当社の議決権総数に占める割合が15%以上となりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 平成19年9月30日現在における外国人等の議決権比率の状況

外国人等の所有株式数 (うち議決権を有する株式数[A])	711,330株 (711,330株)
発行済株式総数 (うち議決権を有する株式数[B])	4,183,300株 (4,183,210株)
外国人等の議決権比率 [A/B×100(小数点第三位四捨五入)]	17.00%

### 2. 公告掲載

電子公告により、当社ホームページ(<http://asahi.co.jp>)に本日から掲載いたします。

(ご参考)

放送会社は、放送法に定める外国人等(日本の国籍を有しない人、外国政府又はその代表者、外国の法人又は団体、前記に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体)が有し、又は有するとみなされる株式の議決権総数が当社の議決権総数の20%以上となる場合には、電波法によって放送免許が取り消されることとなります。

その為、外国人等の議決権比率が20%以上となってしまうときには、放送法第52条の8第1項及び第2項に基づいて株主名簿又は実質株主名簿への記載又は記録を拒否するとともに、外国人等の議決権比率が20%以上となってしまうときには、放送法第52条の8第3項に基づいて、その議決権を制限できることとなります。

なお、放送会社に対しては、外国人等の議決権比率が15%以上となった場合には、放送法第52条の8第4項ならびに放送法施行規則第17条の3の5の規定により、半年毎に公告することが義務付けられております。

以上